

盛岡市民間建築物

アスベスト含有調査補助金制度のご案内

民間建築物で使用されているアスベスト吹付建材の含有調査を実施される方に費用の一部を補助します。

アスベストとは

石綿は、アスベストとも呼ばれ、天然に産出する鉱物の一種です。繊維状のため、糸や布に織り上げることができ、曲げや引っ張り、摩擦に強く、耐熱性、耐薬品性、絶縁性に優れているなどの特性があります。そのため、建築材料を中心に、さまざまな用途に使用されてきました。しかし、石綿は肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、石綿や、重量の0.1%以上の石綿を含有する全てのものの製造、譲渡、提供、使用が法令により禁止されています。



主な使用部位・用途

- ・ 鉄骨耐火被覆材
- ・ 天井断熱材
- ・ 機械室吸音材
- ・ 結露防止材

出典：「目で見えるアスベスト建材」（H18.10）国土交通省
http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010331_7_.html



補助対象となる建築物

- ・吹付け建材[※]が使用されていることが確認でき、アスベスト含有の恐れがある建築物
※リシン吹付け等の外壁仕上塗材は含みません。飛散性の高い鉄骨耐火被覆材等（レベル1）が対象となります。
- ・解体を目的としてアスベスト含有調査を行うものではない建築物
- ・アスベスト含有調査に関して、他の補助等を受けていない建築物

補助対象者

- ・建築物の所有者又は区分所有建築物の管理者若しくは管理組合法人の理事

注意事項

- ・アスベスト含有調査は、建築物石綿含有建材調査者等が実施する調査である必要があります。
- ・事業着手（契約を含む）は補助金交付決定通知後に行ってください。補助金交付決定通知前に事業着手（契約を含む）した場合は補助を受けることが出来ません。
- ・補助金の支払いは含有調査が完了し、契約した業者へ費用の支払いを完了した後になります。

募集期間

令和6年6月3日（木）から令和6年11月29日（金）

※予算の範囲内で先着順となります。

補助金額

アスベスト含有調査に要する経費に対し、25万円を上限として補助します。
（消費税及び地方消費税相当額を除き、1,000円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てた額になります。）

申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・見積書の写し
- ・建築物石綿含有建材調査者等であることを証する書類
- ・図面（付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等）
- ・現況写真（当該建物、部位、状況等が確認できるもの）
- ・登記事項証明書等所有者が確認出来る書類
- ・区分所有の場合、代表者であることを証する書類

相談・申請先

詳しくは建築指導課へ。当制度をご利用の際は事前に図面や現況写真をお持ちのうえ、当課窓口にご相談ください。

盛岡市都市整備部 建築指導課 防災係

都南分庁舎2階 TEL：019-601-3387

手続きの流れ

